

奈良県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
7	奈良市中町四八一三番一先から 奈良市石木町八七〇番一先まで	

四 供用開始年月日

令和六年十一月三十日